

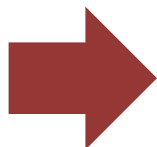
## 10月から、利用料（保育料）が無償化されます

○2019年10月から、3～5歳クラスのお子様については**保育料が無償化**されるため、利用料の負担がなくなります。  
※幼稚園部分については、満3歳のお子様の利用料（保育料）も対象です。

- 保育の必要性**がある方は、**預かり保育**についても無償化の対象となります。
- 申請が必要**になりますので、詳細は裏面以降をご確認ください。

～これまで～

利用料  
(保育料)



～無償化後（2019年10月以降）～

無償化

利用料（保育料）が  
無償化されます。

※利用料（保育料）以外の実費として徴収されている費用（入園料、給食費、教材費等）は、これまでと同様に利用者負担となります。

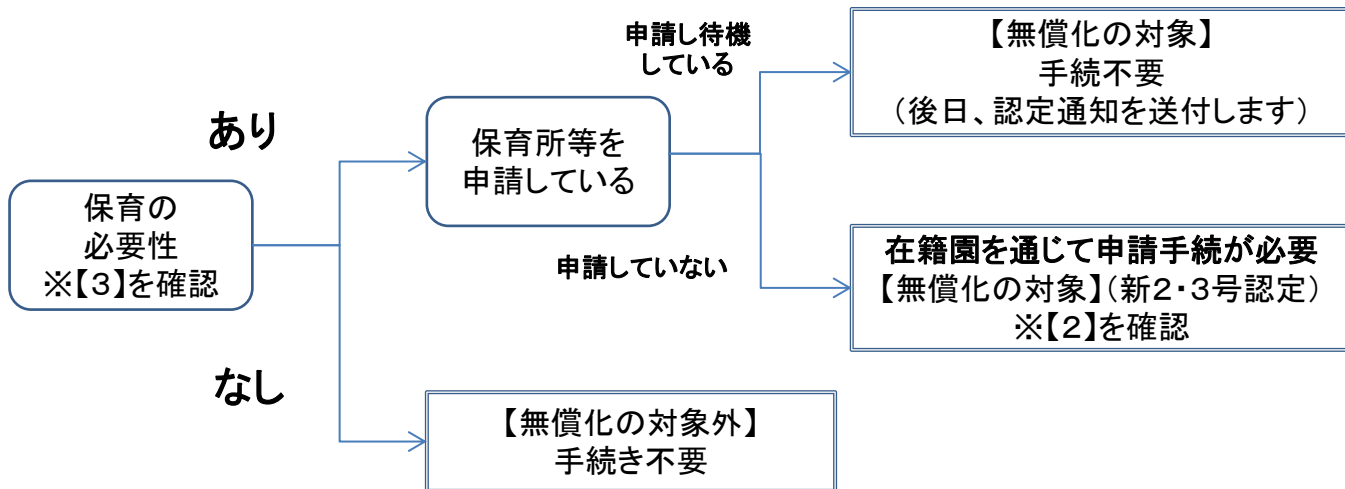
預かり保育については  
裏面へ



# 預かり保育の利用料無償化について

- 家庭での保育を受けることが困難な児童が対象となり、お住いの市区町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
  - 保育の必要性の認定を受けるには、**月64時間以上の就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）**が必要です。
  - 保育の必要性が認定された場合に、認定こども園の教育標準時間の利用料無償化に加え、預かり保育の利用料が**利用日数に応じて450円×利用日数（最大月額1.13万円）までの範囲で無償化**されます。
- ※満3歳児(3歳になった日から3歳になって最初の3月31までの園児)は、上記の要件に加え、市民税非課税世帯のみが無償化対象となります。この場合は、最大月額1.63万円まで無償化されます。

## 【1】預かり保育を利用する方の認定申請方法のフローチャート



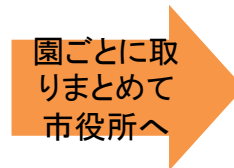
## 【2】申請方法

申請書と必要書類（【3】にて確認）を揃えて、在籍している認定こども園へ提出してください。

保護者の皆様

認定こども園

市役所



※申請された認定区分に関わらず、審査の結果、保育の必要性が認められないこともございます。あらかじめご了承ください。

### 【3】保育の必要性

保護者のいずれもが次に掲げる事由により、保育を必要とする場合に、茅ヶ崎市が保育の必要性を認定します。また認定後も必要な事由が継続している必要があります。必要書類の④は各園へ配布しております。その他の必要書類は、市役所ホームページの幼児教育・保育無償化のページより取得ください。

保護者の状況		認定の有効期間	必要書類
就労	月64時間以上の就労をしているとき	最長、就学前まで	④ 就労証明
就労 (自営業)	月64時間以上の就労をしているとき	最長、就学前まで	④就労証明 ⑤自営証明
求職活動中	仕事を探しているとき	2ヶ月以内 ※原則継続不可	⑥ 求職活動誓約書
妊娠・出産	出産の準備、出産後の休養が必要なとき	産前産後期間	⑨ 出産連絡票
保護者の疾病・障害	保護者が疾病や障害で保育ができないとき	最長、就学前まで	⑬ 診断書
同居者の介護・看護	同居している親族の介護や看護が常時必要なとき	最長、就学前まで	⑧ 介護等調書
災害復旧	保護者が災害の復旧にあたり、保育ができないとき	最長、就学前まで	り災証明
就学・職業訓練校等に 通っている	学校、専修学校等に在学、または職業訓練校等に通っているとき	最長、就学前まで	⑦ 就学等調書
その他	DV・虐待等により、市が保育の必要性を認める場合	最長、就学前まで	保育課へ

※保護者の状況が変わった場合は、書類を提出してください。

※必要性が確認できない場合は、認定の取消となることもございます。

※きょうだいで申請する場合、申請書は人数分必要になりますが、添付書類は共通で構いません。

### 【4】預かり保育利用料について

○保育の必要性があり認定を受けた児童について

無償化の限度額は、毎月 **450円×利用日数**（最大月額11,300円までの範囲）です。限度額と実際に支払った利用料を毎月と比較して、小さい額が無償化の対象額となります。

※次のページの【5】に参考を載せておりますのでご確認ください。

○預かり保育利用料無償化の方法（現物給付）

無償化対象分については施設へのお支払いが不要になり、無償化対象額を超えた分の利用料を施設にお支払いいただくこととなります。

※詳細は在園中の園にてご確認ください。

## 【5】 預かり保育利用料無償化の例

利用料	利用日数	月の支給 限度額(①)	月の利用 実額(②)	無償化対象額 (①と②の安い 方)
100円/時間	20日 (1日3時間)	9,000円 (450円×20日)	6,000円 (100円×3時間×20日)	6,000円
600円/日	20日	9,000円 (450円×20日)	12,000円 (600円×20日)	9,000円
10,000円/月	18日	8,100円 (450円×18日)	10,000円	8,100円

### 月利用パターンの例

利用日数	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	月の利用実額計
利用料	200円	700円	800円	600円	300円	2,600円

月額無償化支給限度額 **450円 × 5日 = 2,250円** < **2,600円**

利用実額2,600円 – 無償化分2,250円 = 差額350円 (施設へ支払い)

※預かり保育については、各園ごとに実施内容・利用料等が異なります。詳細については、在園中の園へご確認ください。

## 【6】 副食費免除対象者について

以下に該当する方は、負担する給食費のうち、**副食費分**の徴収が免除されます。

**3～5歳クラスに在園かつ①または②に該当する方**

- ①年収360万円未満相当 (市民税所得割額合算77,101円未満) 世帯の子ども
- ②所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

(小学1～3年生と認可保育所・幼稚園等の特定の施設に通う就学前児童を上から順に数えます)

※申請は必要ありません。

※該当する保護者の皆様には、通知にてお知らせいたします。